

# 住民基本台帳事務における DV 等支援措置について

## 1. 制度の概要

ドメスティック・バイオレンス（配偶者からの暴力）及びストーカー行為等の被害者の住民票の写しや戸籍の附票の写しは、被害者からの申出により交付の制限を行っております。

また、加害者からの交付請求は、不当な請求として原則拒否するものです。また正当な権利義務を有する第三者等からの請求については、請求者の厳格な本人確認や請求理由の確認を行い、不当な目的によることが明らかな場合、法律に基づき交付を拒否することで、被害者の保護を図ります。

## 2. 支援措置の申出要件（主な相談窓口）

戸田市の住民基本台帳に記録されている方で、かつ、以下のいずれかにあてはまる方が対象となります。

- A 配偶者暴力防止法（第1条2項）に規定する被害者であり、生命等に危害を受ける恐れがある（戸田市配偶者暴力相談支援センター）
- B ストーカー規制法（第6条）に規定するストーカー行為等の被害者であり、かつ、更に反復してつきまとい等又は位置情報無承諾取得等をされる恐れがある（蕨警察生活安全課）
- C 児童虐待防止法（第2条）に規定する被害者であり、再び児童虐待を受けるおそれがあるもの又は監護等を受けることに支障が生じるおそれがあるもの（こども家庭支援室）
- D その他、前記AからCに準じ、措置の必要があると認められる被害者（下記具体例を参照）
  - 例1）Cに該当する児童が18歳に達した後も引き続き支援を必要とするケース（こども家庭支援室）
  - 例2）18歳に達するまでに児童虐待が顕在化しなかったケース（こども家庭支援室）
  - 例3）高齢者あるいは障害者が虐待を受けているケース（健康長寿課あるいは障害者虐待防止センター）

（ ）上記の要件によらず、既に身体に被害を受けている場合や、身体生命に危険が及ぶ切迫した状況の主な相談先は蕨警察生活安全課となります。

## 3. 支援措置の内容

・加害者からの住民票の写し等（住民票や戸籍の附票など現住所に繋がる証明書等）の請求を拒否します。

（ ）ただし、厳格な審査の結果、不当な目的によるものでないこととされた請求まで拒否するものではありません。

・第三者（弁護士・法人・債権者等）からの住民票の写し等の請求は、本人確認及び請求事由をより厳格に審査します。

・住民基本台帳の閲覧のリストから外し、第三者の閲覧を防止します。

・なりすまし防止のため、支援措置申出者等の任意代理人もしくは使者又は郵便等による住民票の写し等の請求は認めません。（委任状を利用しての請求はできません）

・令和4年度から、所有又は過去に所有していた固定資産についても支援措置に準じた支援を求めることが出来るようになりました。

## （参考）

住民票とは・・・

個々の住民に関する事項（現住所、前住所、本人の氏名、生年月日など）を記載する帳票のことをいいます。一般には住民票の写しとして、本人および同一世帯員、国又は地方公共団体、第三者等の請求（正当な理由があった場合のみ）による取得が可能です。

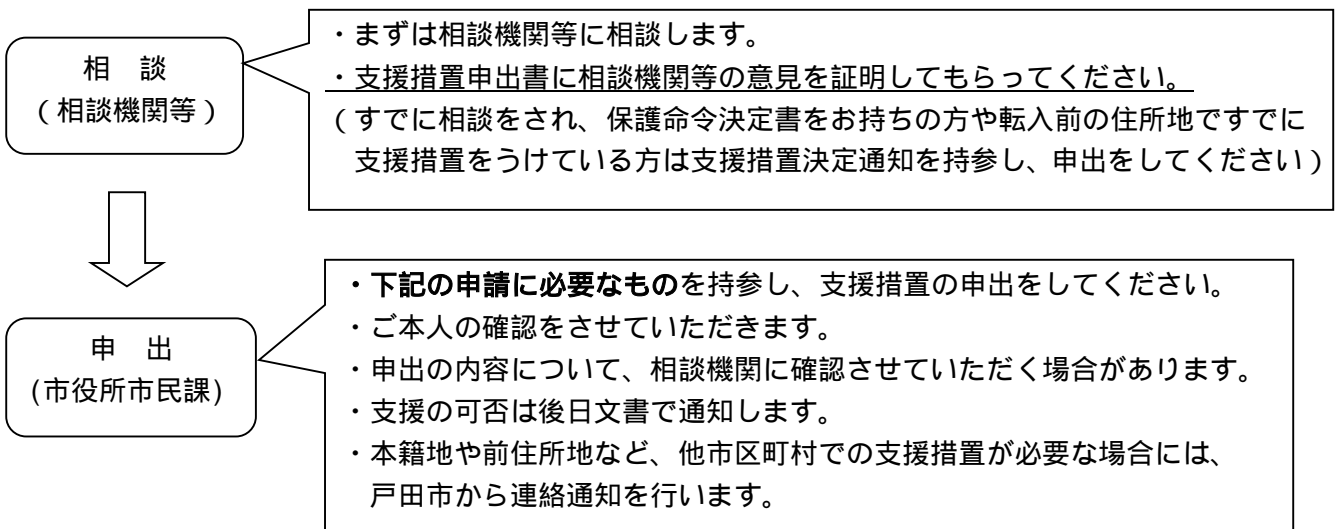
また、転出等により住民票が消除された場合、消除された方の住民票は「除票」（上記の事項のほかに転出先が記載されています）として保存されており、取得可能な方は先の住民票の写しと同様です。

戸籍の附票とは・・・

その区域内に本籍を有する方について、その戸籍を単位にして住民票の登録履歴を記録しています。戸籍に記載されている方やその配偶者、直系尊属（父母、祖父母など）もしくは直系卑属（子、孫など）、国又は地方公共団体、第三者等の請求（正当な理由があった場合のみ）による取得が可能です。

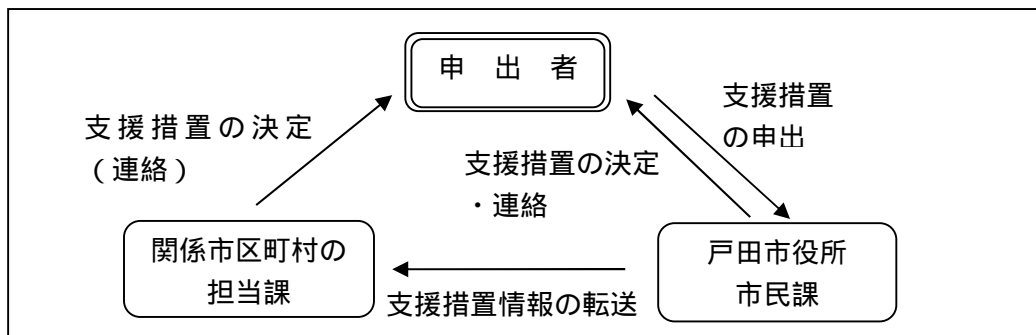
## 4. 支援措置をうけるまでの流れ

(事前に相談機関等に相談したうえで、市民課に申出をしてください)



支援措置の申出と同時に転入など住所異動を伴う場合は、住所異動の際に本人確認の一環として、世帯主宛てに通知を送付することなどがあります。加害者が世帯主になっている場合などは特に、手続きについて転出転入の各市町村にて十分に確認をしてください。

### 関係市区町村との関係図



**住民票や戸籍の附票の写しの請求を拒否**

加害者

## 5. 申請に必要なもの

- (1) 支援措置申出書(相談機関等の意見が証明されたもの)
- ( ) 以下に該当する方で次の該当書類をお持ちの方は上記の申出書は不要となります。
- ・裁判所や警察等にすでに相談をされている方は、保護命令決定書やストーカー規制法に基づく警告等実施書面など
  - ・他区市町村機関で支援措置をうけている方は支援措置決定通知書
- (2) 本人確認書類(官公庁が発行した顔写真付の身分証明書) コピーをとらせていただきます。
- ( ) やむを得ない事情により顔写真付きの身分証明書がない場合は、顔写真(3か月以内に撮影したカラー写真)の提出等をお願いすることがあります。事前にご相談ください。
- ( ) 併せて支援を受ける方の本人確認書類の提示(コピーをとらせていただきます。)をしていただくと、併せて支援を受ける方が当該本人確認書類を持参した際に、証明書の取得ができます。

## 6. 支援措置の実施期間

支援措置の実施期間は1年間です。支援が必要と認められた場合は本人及び関係市区町村へ決定通知を送付します。送付した決定通知は、住所記載がある戸籍届書（離婚届など）の記載事項証明書発行等に配慮を求める申入を行う際に必要となる場合がありますので大切に保管ください。

支援措置の延長を希望される場合は、実施期間の1月前から満了日まで延長の申出を受け付けます。延長の申出にあたっては、最初の申出と同様に支援の必要性を確認します。実施期間を経過しても、申出がない場合は、実施期間満了をもって支援措置を終了します。

## 7. 注意事項

- ・支援措置はあくまでも住民票の写し及び戸籍の附票の写しからの現住所の加害者に対する情報漏洩を防ぐためのものであることをご理解ください。
- ・支援措置は直接身体までも保護するものではありません。必要に応じて関係機関へご相談ください。
- ・申出者の方からの住民票の写し等の請求（印鑑登録証明書などの市民課にて発行される証明書等も含む）であっても、厳格な審査を行います。（本庁での窓口請求のみ（受付時間は8:30～16:30（12:00～13:00は除く））の取り扱いになります。）本人確認書類を指定している併せて支援を受ける方は住民票の写し等の取得ができます。
- ・代理人（使者）及び郵送による住民票の写し等の請求は、なりすましを防ぐため出来なくなります。
- ・マイナンバーカード、住民基本台帳カードでのコンビニ交付が利用出来なくなります。その他、マイナンバーカードのことでご不明な点がございましたら、お声かけください。
- ・支援措置は、住民票等を加害者に取得されないようにするものであり、すでに相手方に住所が知られている場合は効果がありません。
- ・支援措置期間中に転居や転出などの住所変更、氏名変更や本籍変更などの戸籍の届出があった際には、戸田市での届出は本庁での届け出のみ（受付時間は8:30～16:30（12:00～13:00は除く））の取り扱いとなります。また、支援対象者の追加・削除等も含め支援措置の内容に変更が生じた際には、支援措置の変更申出も必要となりますので、事前にご相談ください。

## 8. 【参考】相談機関等

相談の名称	実施機関	受付日	相談時間	電話番号
DV電話相談 (要電話予約)	戸田市配偶者暴力 相談支援センター	月～金	8:30～17:15	048-299-5886
DV関連相談	配偶者暴力相談支援センター (県婦人相談センターDV 相談担当)	月～土	9:30～20:30	048-863-6060
		日・祝日	9:30～17:00	
DV関連相談	県男女共同参画推進センター 「With You さいたま」	月～土 (祝日・第3木曜日・年末年始 をのぞく)	10:00～ 20:30	048-600-3800
警察安全相談	蕨警察署生活安全課	月～金	8:30～17:15	048-444-0110
家庭児童相談 児童虐待に関する 相談	戸田市こども家庭支援室 こども家庭相談担当 (戸田市福祉保健センター内)	月～金	9:00～17:00	048-299-2816
障害者に関する相談	障害者虐待防止センター (戸田市障害福祉課内)	月～金	8:30～17:00	048-441-1800 内線(699)
高齢者に関する相談	戸田市健康長寿課	月～金	9:00～17:00	048-441-1800 内線(285)

相談先がわからない場合や、法律相談・人権相談に関することは、次の相談機関もご活用ください。

よろず相談	戸田市くらし安心課	月～金	8:30～17:15	048-441-1800 内線(270)
法律相談 (要電話予約)		毎週火・金	10:00～ 15:00	
人権相談		月1回・第2木	10:00～ 12:00	

担当窓口

戸田市役所市民課管理担当(戸田市役所2階1番窓口)

電話:048-441-1800

受付時間:平日8:30～12:00,13:00～16:30

(土日祝日及び市役所閉庁日を除く)